

名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、名古屋市補助金等交付規則(平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、大学・研究機関と連携した新規性のある研究開発に取り組む企業に対して、研究開発に係る経費の一部を助成することにより当地域におけるイノベーション創出を支援し、当地域経済の持続的な発展を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる会社又は個人

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体

ウ 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和52年法律第74号)第2条第2項第1号に規定する大企業者

(2) 名古屋市内(以下「市内」という。)に本社又は事業所を有すること。

(3) 市税に滞納がないこと。

(補助事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、名古屋市(以下「本市」という。)が実施する研究開発型イノベーション創出支援事業においてマッチングが成立した案件のうち、本市が新規性を有するものとして認定した連携プロジェクトであり、大学・研究機関と連携した研究開発に資する事業とする。

(補助要件)

第5条 市長は、補助事業者が補助事業について次の各号に掲げる要件を満たす場合に、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(1) 補助事業は、連携プロジェクトとして認定された年度の翌年度において、規則第5条に規定する交付の決定後に契約し、当該年度内に履行するものであり、かつ、支払いが完了するものであること。

- (2) 補助事業が本市及びその他の補助金の交付対象となっていないこと。
- (3) その他補助金を交付することについて、市長が不相当と認める事由のないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、連携する大学・研究機関へ支払う経費（消費税及び地方消費税は除く。）であって、研究、技術相談、試験評価・分析、開発、設計、指導、調査、その他これらに類する行為に係る経費をいう。ただし、物品の修繕に係る経費及び耐用年数が概ね1年以上又は取得価額が10万円以上の物品購入に係る経費は対象外とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号ア又はイに該当する者
補助対象経費の3分の2以内の額で、300万円を限度とする。
- (2) 第3条第1号ウに該当する者
補助対象経費の2分の1以内の額で、300万円を限度とする。

2 補助金の額の計算にあたっては、千円未満を切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 規則第4条に規定する補助金の交付の申請は、連携プロジェクトとして認定された年度の翌年度の4月1日から4月30日までの間に、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 企業概要書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 履歴事項全部証明書（申請日の前3月以内に発行されたもの、個人の場合は、事業内容及び事業開始年月日が分かる書類）
- (4) 直近3期分の貸借対照表及び損益計算書
- (5) 市税に関する滞納がない旨の証明（申請日の前3月以内に発行されたもの）
- (6) 連携する大学・研究機関へ支払う経費が分かる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付の決定を行った場合は、速やかに名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項及び第2項の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更（次項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業者が代表者又は住所等を変更した場合においては、速やかに市長に届け出ること。
 - (5) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (6) その他市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認める事項。
- 2 軽微な変更とは、補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められる、補助事業に要する予算額の2割以内の変更であって、規則第5条に規定する交付の決定額（以下「交付決定額」という。）を上回らないものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付の申請をした者（以下「交付申請者」という。）がその旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

- 2 規則第8条第1項に規定する期日は、交付申請者が規則第7条の規定による決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

（変更の承認）

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、第9条第1項第1号に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金事業変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

（中止又は廃止の承認）

第12条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、第9条第1項第2号に規定する承認を受けようとするときはあらかじめ、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

（代表者等の変更の届出）

第13条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、第9条第1項第4号に規定する届出をするときは、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金代表者等変

更届（様式第7号）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

（実績報告）

第14条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、規則第14条の規定により、補助事業の完了（第12条の規定による承認を受けたときを含む。）後、30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金事業実績報告書（様式第8号）に、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- （1）事業実績書（様式第9号）
- （2）補助対象経費に係る支払いが証明できる書類
- （3）市税に関する滞納がない旨の証明（報告日の前3月以内に発行されたもの）
- （4）その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第15条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、当該補助事業者に対し、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金の額の確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（交付請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金交付請求書（様式第11号）により補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を確認し、当該補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

（概算払い）

第17条 補助金は、規則第17条ただし書きの規定により、交付決定の後、概算払いにより交付することができるものとする。この場合、交付できる額は交付決定額を上限とする。

- 2 第8条第2項の規定による通知を受けた補助事業者は、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金概算払交付請求書（様式第12号）により補助金の交付を請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかにその内容を確認し、当該補助事業者に対して補助金を交付するものとする。
- 4 申請者は、第15条の規定により補助金の額が確定された場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市長が別に定める期日までに、その超える額を返還しなければならない。

(決定の取消し及び返還)

第18条 市長は、規則第18条に規定する場合のほか、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は交付条件若しくは条例その他関係法令等に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第3条及び第5条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- (4) 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
- (5) 補助事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。
- (6) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
- (7) その他交付の目的が達成されないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第19条 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同上第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者は、補助事業者としない。

2 市長は、補助事業者が規則第5条に規定する交付の決定後、前項に該当することとなったとき、又は第8条に規定する交付の申請をした当時、前項に該当していたことが判明したときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(検査等)

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(成果の発表)

第21条 市長は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、補助事業者及び大学・研究機関と協議のうえ、発表することができる。

(その他)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年11月 1 日から施行する。

企業概要書

企 業 名					
本 社 所 在 地 ※本社が市外の場合 は市内事業所所在地					
代 表 者 職 氏 名	職 氏名	創 業 年 月	年	月	
資 本 金	万円	従 業 員 数			人
業 種	<input type="checkbox"/> 製造業、建設業、運輸業、その他の業種 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業				
業 務 内 容					
最 近 の 業 績		期 間	売 上 高 (千円)	経 常 利 益 (千円)	純 利 益 (千円)
	第 期	/ ~ /			
	第 期	/ ~ /			
	第 期	/ ~ /			

事業計画書

連携する大学 ・研究機関名	
研究開発内容 (250文字程度)	
貴社及び 本市経済に 期待される効果 (250文字程度)	
事業開始 予定年月日	年 月 日
事業完了 予定年月日	年 月 日

■ 補助事業に要する経費の内訳

(単位:円)

経費区分	補助対象経費 (消費税抜金額)	補助対象経費のうち、 他の補助金の交付を受ける経費 (消費税抜金額)
合 計	(A)	(B)

■ 補助金交付申請金額

(単位:円)

補助対象経費の合計 (消費税抜) (上記 (A) - (B))		補助金交付申請金額 (上限額: 300万円)
	$\times 2 / 3 =$ 又は $\times 1 / 2 =$	

(注)

- 1 経費区分には、研究、技術相談、試験評価・分析、開発、設計、指導、調査等、連携する大学・研究機関へ支払う経費の区分を記載すること。
- 2 補助金交付申請金額は、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金交付要綱第3条第1号ア又はイに該当する者は補助対象経費の3分の2以内、第3条第1号ウに該当する者は補助対象経費の2分の1以内であって、千円未満切り捨てによる金額とすること。

(様式第4号)

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました補助金の交付申請について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 交付金額 金 円

2 交付条件

- (1) 補助金は、申請のあった補助事業に係る経費以外に充当しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 代表者又は住所等を変更した場合においては、速やかに市長に届け出ること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ぜられること。
 - ア 名古屋市補助金等交付規則、本補助金交付要綱又は交付条件若しくは条例その他関係法令等に違反したとき。
 - イ 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
 - ウ 本補助金交付要綱に規定する要件を欠くに至ったとき。
 - エ 補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき。
 - オ 補助事業を中止し、継続して実施する見込みがないとき。
 - カ 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
 - キ その他交付の目的が達成されないと市長が認めたとき。
- (6) 市長が必要と認めるときは、補助事業についての報告を行い、検査を受けること。
- (7) 補助に係る経理を明確にし、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年間、関係書類及びその証拠書類を整備・保存すること。

※この通知は、補助金の額の確定通知ではありません。

局 部 課

TEL :

名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金
事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地

企業名

代表者職名

代表者氏名

事務担当者

(電話番号)

(E-MAIL)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業計画について、下記のとおり計画を変更したいので、承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金
事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地

企業名

代表者職名

代表者氏名

事務担当者

(電話番号)

(E-MAIL)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業計画について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認を申請します。

記

1 中止（廃止）をする理由

2 添付書類

名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金
代表者等変更届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地

企業名

代表者職名

代表者^{フリガナ}氏名

生年月日

事務担当者

(電話番号)

(E-MAIL)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、
下記のとおり変更しましたので、届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更前

3 変更後

4 変更年月日

5 添付書類

- ・変更内容が確認できる書類

名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金
事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

所在地
企業名
代表者職名
代表者氏名
事務担当者
(電話番号)
(E-MAIL)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた事業について、
事業が完了しましたので、関係書類を添えて実績報告します。

(請求予定金額)

金 円

ただし、 年度名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金

(添付書類)

- (1) 事業実績書 (様式第 9 号)
- (2) 大学・研究機関と連携した研究開発に係る契約書等の写し
- (3) 補助対象経費に係る請求書の写し
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し (補助事業者が補助対象経費を支払っていることが証明できるもの)
- (5) 市税に関する滞納がない旨の証明
- (6) その他市長が必要と認める書類

(注)

- 1 (5) 市税に関する滞納がない旨の証明は、報告日の前 3 月以内に発行されたものを添付してください。
- 2 名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金交付要綱第 19 条第 1 項の規定に該当するときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消します。上記事由を確認する必要がある場合には、申請書に記載されている情報を愛知県警本部に照会することがあります。

事業実績書

連携する大学 ・研究機関名	
研究開発内容 (250文字程度)	
研究開発の 成 果 (250文字程度)	
事業開始年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日

■ 補助事業に要した経費の内訳

(単位:円)

経費区分	補助対象経費 (消費税抜金額)	補助対象経費のうち、 他の補助金の交付を受ける経費 (消費税抜金額)
合 計	(A)	(B)

■ 補助金請求予定金額

(単位:円)

補助対象経費の合計 (消費税抜) (上記 (A) - (B))		補助金請求予定金額 (上限額: 300万円)
	$\times 2 / 3 =$ 又は $\times 1 / 2 =$	

(注)

- 1 経費区分には、研究、技術相談、試験評価・分析、開発、設計、指導、調査等、連携する大学・研究機関へ支払った経費の区分を記載すること。
- 2 補助金請求予定金額は、名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金交付要綱第3条第1号ア又はイに該当する者は補助対象経費の3分の2以内、第3条第1号ウに該当する者は補助対象経費の2分の1以内であって、千円未満切り捨てによる金額とすること。

(様式第10号)

第 号
年 月 日

様

名古屋市長

名古屋市研究開発型イノベーション創出支援補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました標記補助金については、
下記のとおり額を確定しましたので通知します。

記

交付金額 金 円

局 部 課
TEL :

